## 移動等円滑化取組報告書 (乗合バス車両)

(2023年度)

住 所事業者名

茨城県石岡市行里川5-18 関鉄グリーンバス株式会社

代表者名(役職名及び氏名)代表取締役 宮野 裕司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
  - (1)移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合 バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
ノンステップバ ス	1台以上導入(2023年度)	1台導入		

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両を用いた情 報提供	運行情報を文字等及び音声により提供できるよう、車両の 定期的なメンテナンスを実施した。	メンテナンスを実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用方法の周知	車椅子やベビーカーでのバス利用に関する案内について ウェブサイトに掲載いたしました。	ホームページへの掲 載を継続実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
行先表示器の改 善	行先表示器を一部カラーの白色LEDとする検討を行って おります。	継続検討中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の知識向 上	県内福祉団体協力のもとバリアフリー研修の実施 社内にて、高齢者や障害者の方々への理解を深める講習を 行った。	講習の実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者等用車両への適切な表示		

	への適切な表示	継続的に実施し、障害者が利用できることを表示する。	
(2)	移動等円滑化の	促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状	況
	お客様からのご	意見を社内で情報共有できるよう体制の強化を行った。	
(3)	報告書の公表方	法	
	自社ホームページ	ジに掲載 	
(4)	その他		

			公共交通移動	動等円滑化基準	省令に通	適合した車両数		公共交	通移動等	円滑化基準	生省令に	適合し	ていない	車両数
総車						その他の車両数			基準適用	月除外認定	車両数	その	他の車	両数
	両数	<b>=</b> +	ノンステップ バスの車両数		計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの	<b>≅†</b>	計	うちス ロープ板 を備えた もの		計	うロ板 たの た た の	ノウソ
前年度車両数	48	44	24	20	0			4	4			0		
年度内に 供用を開 始した車 両数			1	1				3	3					
年度内に 供用を廃 止した車 両数			2	3				2	2					
年度末車両数	46	41	23	18	0			5	5			0		

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

- (1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。
- (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。
  - ①中小企業者でない。
  - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

## (第6号様式)

- 注1.公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
  - 2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
  - 3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
  - 4.公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に 適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
  - 5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  - 6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準 省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数 、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。